診療報酬改定と当院施設基準のお知らせ

当院は、保険医療機関の指定を受けている医療機関です。

2024 年 6 月 1 日から厚生労働省の診療報酬改定により一部保険診療料が変更となりました。
当院が東海北陸厚生局に届出を行っている施設基準は以下のとおりです。

- 外来感染対策向上加算
- 連携強化加算
- サーベイランス強化加算
- 医療 DX 推進体制整備加算
- がん治療連携指導料
- 外来・在宅ベースアップ評価料（1）

厚生労働省の施設基準等で定められているウェブサイト掲載事項は、当院では以下のとおりです。

医療 DX 推進体制整備加算について

当院は、オンライン資格確認を行う体制を有しており、医療 DX を通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでおります。オンライン資格確認によって得た情報（受診歴、薬剤情報、特定健診情報、その他必要な診療情報）を医師が診察室等で確認できる体制を整備しており、診療に活用します。電子処方箋の発行及び電子カルテ情報共有サービスなどの医療 DX にかかる取組を実施しています。

明細書発行体制等加算について

当院では、領収書の発行の際に個別の診療情報の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。 明細書の発行を希望されない方は、受付窓口にてその旨をお申し出ください。

医療情報取得加算について

当院はマイナンバーカードを健康保険証として利用できる体制を整えており、オンライン資格確認を行っております。オンライン資格確認により受診歴、薬剤情報、特定健診情報、その他必要な診療情報を取得、活用することで質の高い診療を行います。

長期処方・リフィル処方せんについて

当院では患者様の状態に応じて、28 日以上の長期処方やリフィル処方せんを発行することが可能です。長期処方やリフィル処方せんの交付が可能かは、病状に応じて医師が判断いたします。

一般名処方加算について

当院では、後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方を行う場合があります。特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、一般名処方によって患者様に必要な医薬品が提供しやすくなります。患者様としては、処方箋が一般名で記載されることによって、調剤薬局で後発医薬品を受け取ることができ、お薬代を安くすることが出来ます。

まえの内科クリニック
院長　渡邉　智子